

改正案	現行
<p>高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）第2条の運用及び解釈について 制定 平成09・03・31立局第44号 平成 9年 4月 1日 改正 平成10・03・27立局第2号 平成10年 4月 1日 廃止・制定 20140707商局第1号 平成26年 7月18日 改正 2016〇〇〇〇商局第〇号 平成28年〇〇月〇〇日</p> <p>I. 適用除外の範囲 1. 適用除外になる行為（略） 2. 適用除外にならない行為 (1)（略） (2) 着脱装置に対する容器保安規則の適用 着脱容器（フルオロオレフィン1234yf、フルオロオレフィン1234ze、フルオロカーボン12、フルオロカーボン22、フルオロカーボン32、フルオロカーボン134a、フルオロカーボン404A、フルオロカーボン407又はフルオロカーボン507Aの1リットル以下の容器を除く。）は容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号。以下「容器則」という。）の適用を受け、その所有者は、着脱容器に氏名等を表示し、容器再検査を受けなければならない。 (3)・(4)（略）</p> <p>II. 回収装置の輸入に伴う容器の輸入等（略）</p> <p>III. フルオロカーボン回収装置検査実施方法 回収装置の製造者又は販売者（輸入者を含む。）は、以下の検査方法を参考に、同一仕様の回収装置ごとに、告示に定める要件の適合性の検査を実施されたい。 ただし、告示第2条第3号ロ及びハに規定する耐圧試験及び気密試験は、回収装置の製造者又は販売者（輸入者を含む。）が、全ての製品に対して実施する必要がある。 なお、同一仕様とは、①外観、②取扱うフルオロカーボンの種類、③回収の方法、④浄化機能の有無及び方式、⑤接合容器及び着脱容器の内容積、⑥高圧側、低圧側、接合容器等の常用の温度及び圧力、⑦圧縮機及び凝縮器の機種及び能力、⑧安全装置の構造、⑨耐圧部分の材料、形状及び寸法、⑩耐圧部分の構成部品（配管を含む。）の配置、⑪着脱容器の型式並びに附属品の名称及び型式が同一であることをいう。 また、検査の範囲は、回収装置本体（分割できる構造のものにあっては、互いに接続された状態をいう。以下同じ。）、接合容器、着脱容器及び計量器等の附属品とする。ただし、附属品のうち、マニホールド、ホース等の汎用的な消耗品については、代表的な型式のみを検査することとする。 1.（略） 2. 容器及び附属品 (1) 回収されたフルオロカーボンは内容積の合計が120リットル以下の回収装置の着脱容器又は接合容器に貯蔵されることを水等の液体を使用して計測を行い確認する。ただし、容器則に適合している着脱容器にあっては、当該着脱容器の刻印によって確認することができる。また、容積の異なる着脱容器</p>	<p>高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）第2条の運用及び解釈について 制定 平成09・03・31立局第44号 平成 9年 4月 1日 改正 平成10・03・27立局第2号 平成10年 4月 1日 廃止・制定 20140707商局第1号 平成26年 7月18日</p> <p>I. 適用除外の範囲 1. 適用除外になる行為（略） 2. 適用除外にならない行為 (1)（略） (2) 着脱装置に対する容器保安規則の適用 着脱容器（フルオロカーボン12、フルオロカーボン22、フルオロカーボン134a、フルオロカーボン404A、フルオロカーボン407C、フルオロカーボン507A又はフルオロオレフィン1234yfの1リットル以下の容器を除く。）は容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号。以下「容器則」という。）の適用を受け、その所有者は、着脱容器に氏名等を表示し、容器再検査を受けなければならない。 (3)・(4)（略）</p> <p>II. 回収装置の輸入に伴う容器の輸入等（略）</p> <p>III. フルオロカーボン回収装置検査実施方法 回収装置の製造者又は販売者（輸入者を含む。）は、以下の検査方法を参考に、同一仕様の回収装置ごとに、告示に定める要件の適合性の検査を実施されたい。 ただし、告示第2条第3号ロ及びハに規定する耐圧試験及び気密試験は、回収装置の製造者又は販売者（輸入者を含む。）が、全ての製品に対して実施する必要がある。 なお、同一仕様とは、①外観、②取扱うフルオロカーボンの種類、③回収の方法、④浄化機能の有無及び方式、⑤接合容器及び着脱容器の内容積、⑥高圧側、低圧側、接合容器等の常用の温度及び圧力、⑦圧縮機及び凝縮器の機種及び能力、⑧安全装置の構造、⑨耐圧部分の材料、形状及び寸法、⑩耐圧部分の構成部品（配管を含む。）の配置、⑪着脱容器の型式並びに附属品の名称及び型式が同一であることをいう。 また、検査の範囲は、回収装置本体（分割できる構造のものにあっては、互いに接続された状態をいう。以下同じ。）、接合容器、着脱容器及び計量器等の附属品とする。ただし、附属品のうち、マニホールド、ホース等の汎用的な消耗品については、代表的な型式のみを検査することとする。 1.（略） 2. 容器及び附属品 (1) 回収されたフルオロカーボンは内容積の合計が120リットル（フルオロオレフィン1234yfにあっては、45リットルとする。）以下の着脱容器及び接合容器に貯蔵されることを水等の液体を使用して計測を行い確認する。ただし、容器則に適合している着脱容器にあっては、当該着脱容器の刻印によって</p>

が使用されることがないことを回収装置本体の表示により確認する。

- (2) 着脱容器及びその附属品（フルオロオレフィン1234yf、フルオロオレフィン1234ze、フルオロカーボン12、フルオロカーボン22、フルオロカーボン32、フルオロカーボン134a、フルオロカーボン404A、フルオロカーボン407又はフルオロカーボン507Aを入れるものであって、内容積1 リットル以下のものを除く。）が容器則に適合していることを刻印等により確認する。また、容器則に適合していない容器が使用されることがないことを回収装置本体の表示により確認する。

3.・4. (略)

5. 安全機構等

- (1) 回収装置本体（回収装置本体のうちフルオロカーボンが通る部分が分割できる構造のものにあっては、分割された部分ごと）は、当該装置内の圧力が常用の圧力を超えた場合に作動する安全装置（バネ式安全弁、破裂板又は逃し弁に限る。）を有し、確実に作動することを窒素ガス等により加圧して確認する。なお、当該安全装置が作動した場合、液化フルオロカーボンが直接回収装置本体の外へ飛散しない構造であることを確認する。

- (2) 接合容器（フルオロオレフィン1234yf、フルオロオレフィン1234ze、フルオロカーボン12、フルオロカーボン22、フルオロカーボン32、フルオロカーボン134a、フルオロカーボン404A、フルオロカーボン407又はフルオロカーボン507Aを入れる内容積1リットル以下のもの及び回収装置本体との間にバルブ等圧力を遮断するものがないものを除く。）は、安全弁（溶栓を含む。）を有し、確実に作動することを窒素ガス等により加圧して確認する。なお、溶栓を使用している安全弁にあっては、次図のような試験装置を用い、加圧状態で、接合容器のガスの圧力が常用の圧力の1.2倍になる温度以下において確実に溶融することを確認する。

(3)～(5) (略)

- (6) 回収装置（一般則第2条第1項第4号の2で規定する特定不活性ガスを回収するもの（以下「特定不活性ガス回収装置」という。）に限る。）にあっては、接地するなど当該装置に生ずる静電気を除去するための措置を講ずる。

(削除)

- (7) 回収装置の運転において、誤操作（複合した誤操作又は共に使用することができる着脱容器以外の容器を使用した場合を含む。）を行った場合においても、安全装置が働く等により危険な状態にならないことを確認する。

6.・7. (略)

8. 警戒標等

- (1) 回収装置（特定不活性ガス回収装置を除く。）は、巾3.5cm以上、長さ17cm以上の枠内に大きく、「高圧ガス取扱装置」と記載された警戒標が回収装置本体（分割できる構造のものにあっては、分割された部分のうちフルオロカーボンが通る部分の位置）の見易い箇所に、容易に消えない方法により、表示されていることを確認する。また、車両型回収装置にあっては、上記表示に加え、横寸法が車幅の30%以上、縦寸法が横寸法の20%以上の枠内に大きく「高圧ガス取扱装置」と記載された警戒標が車両の前方及び後方から明瞭に見える場所に掲げていることを確認する。

また、次の事項が、回収装置本体（分割できる構造のものにあっては、分割された部分の位置）の見易い箇所に、明瞭に、かつ、消えない方法により表示されていることを確認する。

確認することができる。また、容積の異なる着脱容器が使用されることがないことを回収装置本体の表示により確認する。

- (2) 着脱容器及びその附属品（フルオロカーボン12、フルオロカーボン22、フルオロカーボン134a、フルオロカーボン404A、フルオロカーボン407C、フルオロカーボン507A又はフルオロオレフィン1234yfを入れるものであって、内容積1 リットル以下のものを除く。）が容器則に適合していることを刻印等により確認する。また、容器則に適合していない容器が使用されることがないことを回収装置本体の表示により確認する。

3.・4. (略)

5. 安全機構等

- (1) 回収装置本体（回収装置本体のうちフルオロカーボンが通る部分が分割できる構造のものにあっては、分割された部分ごと）は、当該装置内の圧力が常用の圧力を超えた場合に作動する安全装置（バネ式安全弁、破裂板又は逃し弁に限る。）を有し、確実に作動することを窒素ガス等により加圧して確認する。なお、当該安全装置が作動した場合、液化フルオロカーボンが直接回収装置本体の外へ飛散しない構造であることを確認する。

- (2) 接合容器（フルオロカーボン12、フルオロカーボン22、フルオロカーボン134a、フルオロカーボン404A、フルオロカーボン407C、フルオロカーボン507A又はフルオロオレフィン1234yfを入れる内容積1リットル以下のもの及び回収装置本体との間にバルブ等圧力を遮断するものがないものを除く。）は、安全弁（溶栓を含む。）を有し、確実に作動することを窒素ガス等により加圧して確認する。なお、溶栓を使用している安全弁にあっては、次図のような試験装置を用い、加圧状態で、接合容器のガスの圧力が常用の圧力の1.2倍になる温度以下において確実に溶融することを確認する。

(3)～(5) (略)

- (6) 回収装置（フルオロオレフィン1234yfを回収するもの（以下「フルオロオレフィン1234yf回収装置」という。）に限る。）にあっては、接地するなど当該装置に生ずる静電気を除去するための措置を講ずること。

(7) フルオロオレフィン1234yf回収装置にあっては、停止後、速やかに接合容器又は着脱容器との間を遮断するための装置を設けること。

- (8) 回収装置の運転において、誤操作（複合した誤操作又は共に使用することができる着脱容器以外の容器を使用した場合を含む。）を行った場合においても、安全装置が働く等により危険な状態にならないことを確認する。

6.・7. (略)

8. 警戒標等

- (1) 回収装置（フルオロオレフィン1234yf回収装置を除く。）は、巾3.5cm以上、長さ17cm以上の枠内に大きく、「高圧ガス取扱装置」と記載された警戒標が回収装置本体（分割できる構造のものにあっては、分割された部分のうちフルオロカーボンが通る部分の位置）の見易い箇所に、容易に消えない方法により、表示されていることを確認する。また、車両型回収装置にあっては、上記表示に加え、横寸法が車幅の30%以上、縦寸法が横寸法の20%以上の枠内に大きく「高圧ガス取扱装置」と記載された警戒標が車両の前方及び後方から明瞭に見える場所に掲げていることを確認する。

また、次の事項が、回収装置本体（分割できる構造のものにあっては、分割された部分の位置）の見易い箇所に、明瞭に、かつ、消えない方法により表示されていることを確認する。

イ～リ (略)

- (2) 特定不活性ガス回収装置は、巾3.5cm以上、長さ17cm以上の枠内に大きく、「特定不活性ガス高圧ガス取扱装置」と記載された警戒標が回収装置本体（分割できる構造のものにあつては、分割された部分のうち特定不活性ガスが通る部分の位置）の見易い箇所に、容易に消えない方法により、表示されていることを確認する。また、車両型回収装置にあつては、上記表示に加え、横寸法が車幅の30%以上、縦寸法が横寸法の20%以上の枠内に大きく「特定不活性ガス高圧ガス取扱装置」と記載された警戒標が車両の前方及び後方から明瞭に見える場所に掲げてあることを確認する。

また、次の事項が、回収装置本体（分割できる構造のものにあつては、分割された部分の位置）の見易い箇所に、明瞭に、かつ、消えない方法により表示されていることを確認する。

ただし、特定不活性ガスの回収装置の接合容器又は着脱容器の内容積の合計が4.5リットル以下の場合には、リ7に規定する事項の表示は要しない。

イ～チ (略)

リ 取扱い上の注意

- (イ) 変形（ゴムホース等の附属品の劣化を含む。）、漏えい、腐食の有無の日常点検をすること
(ロ) 温度が、40℃以上になる所で使用したり、置いたりしないこと、また、40℃以上に温めないこと（車両型回収装置にあつては、温度が、40度以上になる所又はフルオロカーボンが漏洩した場合に滞留するおそれのある所で使用したり、置いたりしないこと）
(ハ) 風通しの良い所で使用し、使用時以外も通風の良い場所に置くこと
(ニ) 火気の近くで使用しないこと
(ホ) 発火性の物又は引火性の物を堆積した場所の付近で使用しないこと
(ヘ) 回収装置を使用する場所には、能力単位B-3（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）に基づき定められたものをいう。）以上の粉末消火器1個以上を設置すること
(ト) 使用するときは、ガス漏洩検知警報装置を適切な箇所（漏洩したガスが滞留するおそれのある場所）に設けること
(チ) 使用するときは、接続容器又は着脱容器のバルブを確実に閉じること
(リ) 雨等でぬらさないこと
(ル) 粗暴な取扱いをしないこと
(レ) その他の取扱い上の注意

- (3) 回収装置本体（分割できる構造のものにあつては、分割された部分のうちの表示がなされている部分を除く。）及び計量器（回収装置本体に接合されているものを除く。）の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、次の事項が表示されていることを確認する。

イ (略)

ロ 回収装置本体のうちフルオロカーボンが通る部分が分割できる構造のものにあつては、「高圧ガス取扱装置」（特定不活性ガス回収装置にあつては「特定不活性ガス高圧ガス取扱装置」）との警戒標。なお、回収するガス名が特定できる場合は、当該ガス名を表示しても良い。

ハ 取扱い上の注意

(イ)・(ロ) (略)

9. 製品試験 (略)

イ～リ (略)

- (2) フルオロオレフィン1234yf回収装置は、巾3.5cm以上、長さ17cm以上の枠内に大きく、「フルオロオレフィン1234yf高圧ガス取扱装置」と記載された警戒標が回収装置本体（分割できる構造のものにあつては、分割された部分のうちフルオロオレフィン1234yfが通る部分の位置）の見易い箇所に、容易に消えない方法により、表示されていることを確認する。また、車両型回収装置にあつては、上記表示に加え、横寸法が車幅の30%以上、縦寸法が横寸法の20%以上の枠内に大きく「フルオロオレフィン1234yf高圧ガス取扱装置」と記載された警戒標が車両の前方及び後方から明瞭に見える場所に掲げてあることを確認する。

また、次の事項が、回収装置本体（分割できる構造のものにあつては、分割された部分の位置）の見易い箇所に、明瞭に、かつ、消えない方法により表示されていることを確認する。

イ～チ (略)

リ 取扱い上の注意

- (イ) 変形（ゴムホース等の附属品の劣化を含む。）、漏えい、腐食の有無の日常点検をすること
(ロ) 温度が、40℃以上になる所で使用したり、置いたりしないこと、また、40℃以上に温めないこと（車両型回収装置にあつては、温度が、40度以上になる所又はフルオロカーボンが漏洩した場合に滞留するおそれのある所で使用したり、置いたりしないこと）
(ハ) 風通しの良い所で使用し、使用時以外も通風の良い場所に置くこと
(ニ) 火気の近くで使用しないこと
(ホ) 発火性の物又は引火性の物を堆積した場所の付近で使用しないこと
(ヘ) 回収装置を使用する場所には、能力単位B-3（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）に基づき定められたものをいう。）以上の粉末消火器1個以上を設置すること
(ト) 雨等でぬらさないこと
(チ) 粗暴な取扱いをしないこと
(リ) その他の取扱い上の注意

- (3) 回収装置本体（分割できる構造のものにあつては、分割された部分のうちの表示がなされている部分を除く。）及び計量器（回収装置本体に接合されているものを除く。）の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、次の事項が表示されていることを確認する。

イ (略)

ロ 回収装置本体のうちフルオロカーボンが通る部分が分割できる構造のものにあつては、「高圧ガス取扱装置」（フルオロオレフィン1234yf回収装置の場合にあつては「フルオロオレフィン1234yf高圧ガス取扱装置」）との警戒標

ハ 取扱い上の注意

(イ)・(ロ) (略)

9. 製品試験 (略)